

※青字の箇所が骨子案に追記した、又は整理し直した箇所

教科書検定の改善について (第一次論点整理) (案)

教科用図書検定調査審議会

はじめに

- 本年4月14日、文部科学省から本審議会に対し、次の2点について審議要請がなされた。
 - (1) デジタルな形態を含む新たな教科書に対応した検定審査について
 - (2) その他の教科書検定に関する諸課題について
- 本審議会においては、これらの点について、教科ごとの各部会における審議や関係団体等からの意見聴取を踏まえつつ、総括部会を中心に検討を進めてきたところである。今後、学習指導要領改訂の動きや、「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議」の検討状況に合わせて、さらに検討すべき点もあるが、これまで議論してきた対応の方向性について、以下のとおり整理する。

1. デジタルな形態を含む新たな教科書に対応した検定審査について

- 令和7年9月、中央教育審議会デジタル教科書推進ワーキンググループにおいて、「デジタル教科書推進ワーキンググループ審議まとめ～学びの可能性を広げる教科書を～」(以下「審議まとめ」という。)がとりまとめられ、紙に限定している教科書の形態を改め、デジタルな形態を含むことを可能とするための制度改正が提言された。
- 令和8年6月に学校教育法等の一部を改正する法律(令和8年法律第37号)が成立し、デジタルな形態を含む教科書の使用を可能とする制度改正が行われた。本制度改正により、次期学習指導要領が実施される令和12年度から、動画や音声も含め、デジタルの特性を生かしたコンテンツも教科書の内容とすることができるようになり、児童生徒にとってより分かりやすく学びやすい教科書の提供が可能になる。
- これを踏まえ、デジタルな形態を含む新たな教科書に対応した検定審査の仕組みを整える必要があり、以下のとおり、各論点ごとに示す方向性に沿って対応が必要である。

(1) 文字や図画以外のデジタルコンテンツの審査方法

＜現状と検討課題＞

- 従来の制度において、教科用図書は、教育課程の編成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童生徒用の図書として、紙のみが想定されており、教科用図書検定基準においては、教科用図書の内容として「本文、問題、説明文、注、資料、作品、挿絵、写真、図」が例示されている。制度改正によって、今後は教科書の内容として、文字や図画以外にも動画や音声などの様々なデジタルコンテンツが含まれ得ることから、主たる教材である教科書として適切なデジタルコンテンツの内容や、ふさわしい掲載の在り方について整理する必要がある。

※「デジタルコンテンツ」とは、動画、音声、シミュレーション、プログラミング等、デジタルの様態を生かして制作されるものを指す。

- 一般に、動画、音声等以外にも図鑑やドリル、ゲーム等の多様なデジタルコンテンツがあり、現行の教科書においても二次元コード先のコンテンツは近年大幅に増加しており、デジタルの良さを生かし教科の理解を深めることにつながると考えられるコンテンツがある一方、活用目的等が不明確なものや、教科書として必要と考えられる内容を超えた情報量を含むコンテンツも見られる。

教科書採択のプロセスにおいて二次元コード先のコンテンツを調査研究の対象としたり採択の考慮事項にしたりする実態があることや、その実態に鑑みて教科書発行者が編集段階で二次元コードを増やしている状況、また、増加する二次元コード先のコンテンツを全て扱わなければならないのではないかと学校現場が負担に感じていることも指摘されている。

こうした現状と、次期学習指導要領の検討において教科書の重点化・分量の精選等により「余白」を生み出していくべきとの方向が示されていることも踏まえた上で、主たる教材である教科書に掲載することが認められる範囲について検討することが必要である。

- また、学習指導要領に基づいて指導するための主たる教材である教科書として、教科書発行者の管理の外にあるウェブページへのリンクの考え方や、文字及び静止図画とデジタルコンテンツの関係など、適切なデジタルコンテンツの掲載の在り方についても整理が必要である。

＜方向性＞

検定審査の基本的な考え方

- 今回の制度改正により教科書にデジタルな形態を含むこととなっても、教科書の使用義務、検定による質の担保、義務教育段階での無償給与等の制度に変更はなく、学習指導要領に基づき指導するための主たる教材としての教科書の役割は変わるものではないことから、検定においては、デジタルな形態の部分も含めて、現行の検定基準に規定された内容に照らして、扱われる内容が適切であるかを審査することが前提となる。

- その上で、従来の紙の教科書には掲載し得なかったデジタルコンテンツの性質を踏まえ、新たに追加すべき観点を整理する必要がある。

教科書として適切なデジタルコンテンツの内容

- デジタル部分は紙部分に比較して紙幅の制限がないことから技術的には容易に情報量を増やすことができ、多様な内容や構成が想定されるが、上述のとおり、教科書の使用義務、検定による質の担保、義務教育段階での無償給与等、教科書の制度上の位置付け、役割は変わるものではなく、教科書自体の情報量やコンテンツの数が過剰になることは適切ではない。教科書にデジタルの良さを取り入れることで、児童生徒の教育の充実を図ることを目的とした今回の制度改正の趣旨と、次期学習指導要領の議論において示されている教科書の分量の精選の方針を踏まえ、教科書に掲載が可能なデジタルコンテンツの要件を検定基準において定める必要がある。
- 現行の検定基準においては、学習指導要領に示す目標、内容、内容の取扱いに照らして「不必要なものは取り上げていないこと」、学習指導要領の内容、内容の取扱いに示す事項が「授業時数に照らして図書の内容に適切に配分されていること」等を要件としているが、デジタルコンテンツに関しては、現行の基準の要件に加えて、学習指導要領に示すその教科の本質的理解の獲得に資するものであって、学習における活用目的及び活用方法が明確であり、原則として授業時数の中で当該コンテンツを活用した学習活動を行うことが想定されていること、を要件とすることが適当である。
- こうした要件を満たし、教科書のコンテンツとして掲載が考えられるものとして、以下のような例が考えられる。なお、ここで挙げる内容はあくまで一例であり、教科ごとにコンテンツを限定する趣旨ではなく、実際には教科書発行者の創意工夫によるコンテンツ作成が想定される。
 - ・ 古文や漢文に書かれている服装、調度品、楽器、風景など、児童生徒が普段触れる機会のない事柄についての理解に資する動画、古典に特有のリズムを味わうことができる音声
 - ・ 地域での調査を行うにあたってフィールドワークの方法等について事前に学ぶことができる動画、地図や地球儀の活用方法を学ぶことができる動画
 - ・ 図形やグラフを変化させる操作によって、試行錯誤しながら視覚的に学ぶことができるシミュレーション
 - ・ 実験や観察を安全かつ効果的に実施することに資する、器具の使用方法や手順を解説する動画
 - ・ 音楽における楽器の奏法、図画工作、美術、芸術における材料や用具の扱い方、家庭科における調理の方法、ミシン縫いや手縫いの手順、技術における材料に応じた作業方法、専門教科における実習で使用する機械、器具等の使い方等、技能の習得に資する動画
 - ・ 保健の応急手当や心肺蘇生法、運動やスポーツの動作、技術、戦術など、文字や図画では表しにくい内容を学ぶことができる動画
 - ・ 発音を繰り返し聞くことができ、聞くことや話すことなどの資質・能力の育成に資する外国語の音声
- なお、次期学習指導要領に向けては、各教科の「統合的な理解・総合的な発揮」を基にした構造化とそれを踏まえた内容の精選、教科書の重点化・分量の精選等の方向で検討が進められており、教科書に掲載が可能なデジタルコンテンツの要件を定めるにあたっては、引き続き、学習指

導要領改訂に向けた検討の方向性を十分に踏まえる必要がある。

教科書としての掲載は認められないと考えられる内容について

○ 上述のように掲載が可能なデジタルコンテンツの要件を設けた場合、この要件を満たさないコンテンツ、例えば、[以下に具体例を示すとおり](#)、教科の本質的理解の獲得をねらいとしない情報や、学習における活用目的及び活用方法が不明確な動画、音声等、授業時数の中で共通的に扱うことが想定されない網羅的な情報や大量の資料、娯楽的要素が多く含まれるコンテンツ等は、掲載を認めないこととなる。

なお、ここで挙げる内容はあくまで一例であり、記載されていないものであれば掲載が可能という趣旨ではない。また、必要に応じて各教科固有の基準としてより具体的な要件を定めることも考えられる。

● 全教科共通

- ・ 教科書と教材との役割分担を考慮せず、教科書で得た理解を広げたり深めたりするための本来教材で扱うべき多様な情報まで広範に掲載するもの
- ・ 児童生徒が授業において活用することを想定した情報量を考慮することなく、膨大な情報量を含む資料やデータ等を掲載するもの
- ・ 理解を深めるための類題の域を超えた、反復練習のための大量の練習問題、入学試験や資格試験の過去問等を掲載するもの
- ・ 他学年において既習の内容を、必ずしも必要ないものまで何度も掲載するもの
- ・ 教科の本質的理解と関わりの薄い娯楽的要素が多く含まれたゲームや漫画を掲載するもの
- ・ 文字や静止図画で記述している学習内容と関連がないわけではないが、授業の中で扱うことは想定されない参考情報を羅列するもの
- ・ 文字や静止図画で記述している内容を教師に代わって単に説明する講義動画・解説動画など、授業における活用を想定したものではなく、授業自体を代替するようなもの

● 国語の例

- ・ 題材の種類やねらいを踏まえることなく、文章を単に音読した音声データを授業における活用が想定されないものまで含めて全編にわたって掲載するもの
- ・ 本文に掲載する作品と同一作者の他の作品を参考情報として掲載するなど、授業での活用が想定されない題材や例文を、別途コンテンツとして掲載するもの

● 社会の例

- ・ 児童生徒が授業において活用することを想定した情報量を考慮することなく、膨大な情報量を含む統計データ等を掲載するもの
- ・ 児童生徒が授業において活用することを想定した地図の範囲や縮尺、情報量を考慮することなく、表示する範囲が任意に変更できたり、縮尺に応じて学習上必要ないほどの情報を表示したりする地図を掲載するもの
- ・ 教科書の本文には掲載しない歴史の詳細な知識について、参考情報として資料を加えたり、説明する動画を掲載したりするもの

● 算数・数学の例

- ・ 理解を深めるための類題の域を超えた、反復練習のための大量の練習問題を掲載するもの
- ・ 教師に代わって問題の解き方を解説する動画を掲載するもの

- 理科の例
 - ・ 生物や物質等の情報を網羅的に掲載した図鑑データを掲載するもの
 - ・ 教師に代わって問題の解き方を解説する動画を掲載するもの
- 音楽、図工・美術、書道、家庭、技術、保健の例
 - ・ 文字や図画の記述で充分理解できる技能や手順まで、網羅的に動画を掲載するもの
 - ・ 単元の内容に対して必ずしも必要がない参考情報を動画として掲載するもの
- 外国語の例
 - ・ 新出単語の音声等を掲載するにとどまらず、それぞれの単語の詳細な意味や例文などまで含む辞典を掲載するもの
 - ・ 教師に代わって単に英語の文法を解説する動画を掲載するもの
- 道德の例
 - ・ 題材の種類やねらいを踏まえることなく、文章を単に音読した音声データを授業における活用が想定されないものまで含めて全編にわたって掲載するもの
 - ・ 道德の授業では活用が想定されない、題材に関する詳細な知識を得るための参考資料や動画を掲載するもの
- 高等学校の専門教科の例
 - ・ 理解を深めるための類題の域を超えた資格試験や検定試験の過去問等を多数掲載したり、その解法を解説する動画を掲載したりするもの

デジタルコンテンツ等の技術の進展に応じた在り方

- 既に現行の教科書の二次元コード先には、教材としての位置づけではあるものの、動画や音声のほか、図形やグラフを変化させるシミュレーション、グラフを作成するツール、自動採点機能付きの演習問題等、多様なコンテンツが掲載されている。技術の著しい進展の中、今後さらなる多様なコンテンツや機能が教科書の内容として搭載されることも考えられる。そうした多種多様なコンテンツや機能のうち、教科書としての掲載を認め検定の対象とする範囲について方針を定める必要がある。
- 検定によって内容の適切さを担保する観点から、教科書に掲載することが可能なデジタルコンテンツや機能は、児童生徒の入力や操作に対して出力される結果の適切さ、正確さを、教科書発行者が確実に説明することができ、また検定審査においてこれを確認することができるものに限定する必要がある。
- デジタルを含む教科書に、これまでにはなかった新たな性質や形態のコンテンツや機能を教科書の内容として搭載することを認めるに当たっては、あらかじめ、教科書検定における審査の基準や方法を整え、教科書発行者等に対して示す必要がある。例えば、児童生徒の入力や操作に対して応答、提案など新たな内容の生成や、評価、音声・画像認識などを行うAIの教科書への搭載の可能性については、今後の技術の進展を踏まえるとともに、当面、以下のような観点について整理していく必要がある。
 - ・ 教育や授業の在り方、教科書の役割や教材との役割分担等も踏まえた、教科書へのAI搭載の必要性

- ・どのようなA Iが教科書への搭載の対象となり得るか
- ・A I 自体の性能や信頼性、出力結果の適切さ、正確さを担保する方法
- ・教科書検定の意義・役割との関係の整理
- ・教科書検定においてどのような基準、方法、体制で審査を行い得るか

教科書としての掲載の在り方

- 現行制度においては、二次元コード先のコンテンツは教科書ではなく教材として扱われているが、今後は、紙部分から二次元コード等によって遷移するコンテンツの場合、デジタル部分の文字・図画等からクリックすることによって遷移するコンテンツの場合、いずれであっても教科書の一部となり、検定によって適切な内容を担保するとともに、児童生徒が常時適切な内容のデジタルコンテンツを閲覧できる状況を担保することが必要となる。
例えば教科書のコンテンツとして外部のウェブページへのリンクを掲載した場合、リンク先のコンテンツに修正が必要な内容が含まれていたとしても教科書発行者の権限では編修できず、また児童生徒が教科書を使用している間も、発行者の関知しないところでコンテンツの内容が改変されたり削除されたりすることが生じ得る。
- また、学習指導要領に基づき指導するための主たる教材としての教科書と、教科書で得た理解を広げたり深めたりする手段としての教材の役割分担を図ることが必要であり、教師や児童生徒が、検定を経た教科書の一部としてのコンテンツと関連する教材としてのコンテンツを混同しないように配慮することも重要である。
- このため、デジタル部分に関する基本となるルールとして、教科書として掲載可能なデジタルコンテンツ等は、教科書発行者の責任において編修し、管理することが可能なものに限定し、外部のウェブページのアドレスや教科書ではない教材へ遷移する二次元コードやリンクは掲載しないことを要件とすることが適当である。
- 動画やシミュレーション等のデジタルコンテンツは、児童生徒がコンテンツを開き、一定の時間をかけて再生したり何らかの操作をしたりすることで初めてその内容全体が把握されるものであり、学習指導要領において学習することとされている内容がこうしたデジタルコンテンツのみで教科書に掲載された場合には、児童生徒の履修を担保できない可能性がある。
- このため、学習指導要領に示す「内容」及び「内容の取扱い」に示す事項について、文字及び静止図画によって不足なく取り上げること^{を基本}とし、その上で、^{動画等の}デジタルコンテンツについては、文字及び静止図画による記述内容と密接な関連を有するものであることを要件とすることが適当である。ただし、外国語の「聞くこと」の学習のための音声データなど、教科特性を踏まえ必要な場合には、学習指導要領に示す事項を文字及び静止図画では記述せずにデジタルコンテンツとして掲載できる^{例外を設ける}ことが必要である。

(2) デジタルの「機能」の審査方法

＜現状と検討課題＞

- 審議まとめにおいては、デジタルの機能の検定審査について以下のとおり提言されている。
「教科書は、その基本的性質として、学習指導要領に基づき教育内容が文字や図画等により系統的・組織的に記述されたものであることを踏まえ、検定においては、教科書の記述内容の準拠性・公正性・正確性など、記述の欠陥を審査することがその根幹となっている。
そうしたことを踏まえると、デジタルな形態も含む教科書の検定に当たっては、
① 形態が紙かデジタルかを問わず、文字や図画等による記述内容を審査する（現行と同様）とともに、
② デジタル化によりその内容の効果的な理解に資すると認められる機能（文字や図画等として示された内容を動的に表示させたり操作したりすることができる機能、図形・関数等の操作機能、記述内容に対応した音声や読み上げ、文字の拡大・縮小、書体の変更、色の変更、ルビ表示、ペン・マーカーなど特に技術的要素が強いもの）は教科書のデジタル機能として整理した上で、その検定審査においては、記述内容との関連性など限定的な範囲で一定の確認を行うにとどめることとする
ことが適当であると考えられる。」
- これを踏まえ、検定審査におけるデジタルの「機能」の審査の在り方について具体的に整理する必要がある。

＜方向性＞

- 審議まとめにおいても記述されているとおり、検定審査は教科書の「内容」を審査することを基本としている。前述の「検定審査の基本的な考え方」において示したとおり、検定においてはデジタルな形態の部分も含めて、現行の検定基準に規定された内容に照らして、扱われる内容が適切であるかを審査することが必要であり、審査の対象には、動画、音声、シミュレーション等のコンテンツによって児童生徒が学ぶ内容が含まれることになる。
- 一方、こうしたデジタルコンテンツの再生機能や動作機能等に支障がなく、発行者が想定したとおりに作動するかどうかについては、教科書発行者が教科書の製造供給の一環として適切に確認すべきものであり、検定においては確認しないこととする。
- また、教科書のデジタル部分の閲覧に当たり、書き込み、拡大・縮小、ルビ表示、文字色・背景色の変更、音声読み上げ等、記述内容の変更を伴わない「機能」が利用されることが想定される。こうした機能については、教科書のデジタル部分を閲覧するためのWebアプリケーションである「教科書ビューア」に実装されることとなるが、「教科書ビューア」に標準的に実装すべき機能等については、令和7年度補正予算により実施する「デジタル形態を含む教科書の標準仕様等に関する調査事業」（以下、「調査事業」という。）において、標準仕様書の策定に向けた検討が進められている。

- どのようなビューアを利用して教科書のデジタル部分を提供し、どのような形で児童生徒にアクセスさせるか、といった点は、教科書の供給の方法に係る部分であり、教科書の「内容」を審査することが基本である検定において、「要件」として審査することはなじまない。
- しかし、搭載する機能が、標準仕様書において求めている範囲を超えて、仮に文字・図画等の記述内容とは別の内容を出力するものであれば、その内容は審査を経る必要があることから、搭載する機能が記述内容の変更を伴わない機能であることの確認は必要である。例えば、外国語の教科書において外国語の文章の和訳を表示するような機能が搭載されたりした場合、教科の学習自体を阻害するおそれがある。このため、こうした機能については、検定において、動作確認等を行わないが、当該機能が、記述内容それ自体の変更を伴わないものであること、かつ、搭載する目的と教科の学習のねらいに整合性があることを確認することが**適当である**。
- こうしたことを踏まえ、アクセシビリティ確保等の観点から標準仕様書において搭載を求める機能に関しては、標準仕様書への対応状況を簡易な形で記入できる様式等を予め用意し、これに記入する方式で提出を求め、これに加えて、標準仕様書において求める範囲を超えて発行者の創意工夫により搭載しようとする機能に関しては、搭載しようとする機能、その目的等の一覧を提出させることが**適当である**。
- また、このような形で提出を求める標準仕様書への対応状況や、これに加えて搭載しようとする機能の一覧を、申請書類の一つとして検定終了後に公開することは、採択の際に参考とする資料としても有用と考えられる。

(3) 動画・音声の「内容」に係る審査方法

① 動画について

<現状と検討課題>

- 動画はデジタルコンテンツの一つであり、現行の教科書の二次元コード先では、いずれの教科においても動画が掲載されている。今後も教科書の一部として広く活用されていくことが想定される。また動画には、文字や図画とは異なる心身への影響も想定され、動画の審査の在り方について整理する必要がある。
- 検定審査における動画固有の観点としては、以下のような論点が挙げられる。
 - ・ 動画の定義をどのように考えるか。スライドショーやアニメーションを含むものとするか。
 - ・ 動画が教科書の内容であることをわかりやすく示すことが必要ではないか。
 - ・ 教科書に掲載される動画総量についてどのように考えるか。次期学習指導要領の検討内容や現行の紙の教科書の二次元コード先に掲載されている教材としての動画の実態、学校種、教科・科目の特性等の観点から検討が必要ではないか。
 - ・ 各教科固有の観点で設けるべき基準があるか。

<方向性>

動画の定義について

- 検定基準において動画に関わる規定を検討するにあたり、動画の定義を整理する必要がある。
現行の教科書の二次元コード先に掲載されている多様な動画コンテンツを踏まえ、教科書における「動画」の定義は、再生操作を行うことによって、静止画を連続して自動で表示することにより示される内容であり、**実写映像に限らず**、スライドショー（静止画が一定時間、自動で切り替わりこれに音声を付すなどしたもの）やアニメーションも含む、**とすることが適当である**。
- 再生操作以外の操作（例えば画像を回転させたり移動させるなど）を行うことで動作するものや、児童生徒が入力する回答や数値等によって表示される結果が変わるものなどは、連続して自動で表示するものに該当せず、動画とは別のコンテンツと整理することとなる。

動画が教科書であることの表示について

- 検定を経た教科書の一部としての動画と関連する教材としての動画を混同しないようにする必要があるが、**前述のとおり、動画も含めた教材扱いとなるデジタルコンテンツ等に遷移する二次元コードやリンクは教科書上に掲載することを認めない取扱いとする方向である**。
- その上で、上述の標準仕様書に係る調査事業においては、教科書の一部としてのデジタル部分と教材を明確に識別できることを前提としつつ、教科書以外のデジタル教材との連携の在り方に関する事項も検討事項として含まれている。
- これらの状況を踏まえ、教科書の一部となる個々の動画内に教科書であることを表示することまでは求める必要はないと**考えられる**。

教科書に掲載される動画の総量について

- 動画は、文字や静止図画では表しにくい動きや音を伴う内容や、実際には体験することが困難な内容等の理解に資することが期待できる。「（１）文字や図画以外のデジタルコンテンツの審査方法」に記述のとおり、動画についても**デジタルコンテンツの一つとして、現行の基準の要件に加えて、学習指導要領を踏まえその教科の本質的理解の獲得に資するものであって、学習における活用目的及び活用方法が明確であり、原則として授業時数の中で当該コンテンツを活用した学習活動を行うことが想定されていること、を要件とすることとなる**。
- 一方、**動画は再生に要する時間が決まっており、再生する間、児童生徒は受動的に視聴することとなる**。また、現行の教科書の二次元コード先には、主たる教材としての教科書に掲載することにはそぐわないと考えられるものも含む多種多様な動画が掲載されており、中には1点の教科書の二次元コード先に合計5時間を超えるような分量の動画を掲載しているなど、中央教育審議会における学習指導要領の議論において指摘されている教科書の内容・分量の精選の観点から、望ましくない状況が散見される。

- このような現状と、教師による授業づくりを阻害しないようにする観点や、児童生徒の集中力の観点を踏まえ、教科書に掲載する動画には、1本あたりの長さに上限を設け、3分程度までとすることが適当である。
- あわせて、教科書1点あたりの動画の総量の上限を定めることが適当である。その際、技能の習得にあたって動画の活用が特に有効と考えられる教科、観察・実験を通して学ぶことが重要である教科、言語活動の充実に向けて動画の活用が効果的と考えられる教科、これら以外の教科、といった教科の特性や年間の授業時数を踏まえる必要がある。また、「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議」においては、学校種や学年段階、教科の特性などに照らし、新たな教科書の形態のあり方を検討しており、その方向性を踏まえて、発達段階を考慮した基準とする必要がある。
- これらを踏まえ、下表のとおり上限の時間数を定めることが適当である。（なお、下表は中央教育審議会における次期学習指導要領に向けた「審議まとめ（案）」及び現行の教科書の受理種目に沿って整理したものであり、今後、学習指導要領改訂の動きや「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議」の検討状況に合わせて、見直すこともあり得る。）

<小・中学校の受理種目・受理単位別 動画総量上限>

(単位：分)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
国語	20	20	20	20	20	20	20	20	20
書写	30	30	30	30	30	30	90		
社会	－	－	20	20	20	20	地理 40	歴史 40	公民 40
地図	－	－	20				20		
算数・数学	20	20	20	20	20	20	20	20	20
理科	－	－	40	40	60	60	60	60	60
生活	60		－	－	－	－	－	－	－
音楽	30	30	30	30	30	30	20	40	
							60		
図工・美術	60		60		60		30	60	
家庭	－	－	－	－	60		60		
情報・技術	－	－	－	－	－	－	90		
保健体育	－	－	20		20		60		
外国語	－	－	－	－	80	80	80	80	80
道徳	20	20	20	20	20	20	20	20	20

※受理単位が複数学年であっても、学年ごとに分冊とする種目は学年別に記載している。

※中学校音楽は、上段が「音楽（一般）」、下段が「音楽（器楽合奏）」。

- 高等学校については、次期学習指導要領改訂において、科目構成の見直しや単位の計算方法の

見直しなどが検討されており、小・中学校の教科ごとの上限の設定の考え方に準じつつ、各科目の標準単位数も踏まえて定めることが適当である。

動画の審査の観点について

- 動画の内容については、教科書として一定の正確性が求められるが、例えば実演動画、再現動画、インタビュー動画など、目的に応じた多様な表現が想定され、また文字・図画に比較してより多くの情報が収録され得る。
- 一方、教科書においては、動画コンテンツは前述のとおり、文字・図画によって記述した内容の本質的理解を獲得するための補助的な役割を担うものとして位置付けることとなる。また、仮に映像・音声の細部にわたって、文章記述や静止図画と同水準の厳密な正確さを要件とした場合は、発行者による編修、当審議会による検定審査の双方において必要以上の負担を生じさせるおそれがあり、発行者がデジタルの良さの一つである動画コンテンツを取り入れること自体を控えることにつながる可能性がある。
- こうしたことを踏まえ、動画の正確性及び表現については、発達段階や教科の特性を踏まえ当該動画を活用した学習のねらいの達成に支障がなく、客観的に明白な誤りがないことを要件とすることが適当である。
- 動画は動きや音を伴う内容の表現に優れており、実感を伴った理解に資することが期待できるが、当然ながら実際の体験を完全に代替し得るものではなく、動画の視聴をもって授業における実践や体験を行ったこととするような扱いは避ける必要がある。このため、学習指導要領を踏まえ、教科の目標及び内容に応じて、実践や体験を通じた学習がなされるよう、適切な配慮がなされていることを動画の要件とする必要がある。
- 特に理科については、学習指導要領において「見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を育成する」こととしており、観察や実験に関わる動画が、実際の観察や実験を代替することを促進するようなものであったり、児童生徒の観察や実験に対する関心や意欲を低減させるようなものであったりすることは避ける必要がある。このため、理科の固有の基準として、動画は実際の実験及び観察を通して学習がなされるよう、適切な配慮がなされていることを要件とすることが適当である。
- また、動画に関しては、不安や恐怖を感じさせる映像（例えば、災害や戦争の様子などに関する内容を発達段階に応じた配慮なく表示する映像など）や、強い光や点滅を含む映像（例えば、短時間において連続する点滅を行う映像など）などが心身に与える影響なども十分に考慮する必要がある。こうした映像特有の心身への影響力等を踏まえた上で、「心身の健康や安全及び健全な情操の育成について必要な配慮を欠いているところはないこと」といった従来からの基準を満たすよう十分に配慮がなされていることを要件とする必要がある。
- さらに、教科書発行者においてそのような技法を採用することが一般に想定されているわけで

はないが、ごく短い時間だけ映像を差し込む、聞き取れないほど小さな音を入れるといった、視聴する者が通常知覚できない技法で潜在意識に働きかける表現を、教科書において行わないことを要件とする必要がある。また、このような技法の性質に鑑み、申請に当たってはそのような技法を用いていないことの誓約を求めるなど、より実効的な対策方法を加えることも検討する必要がある。

② 音声について

<現状と検討課題>

- 音声についてもデジタルコンテンツの一つであり、審査の考え方を整理する必要がある。
- 現行制度上でも、音声のうち、外国語の音声については、教科書の内容と一体のものとして視聴覚教材が必要とされる場合に、電磁的記録による音声内容とスクリプトの提出を求め、本文との相互の関連を確認することとしている。今後は音声も教科書に含まれるものとして位置づけられることとなるが、音声の審査をどのように行うべきか、外国語教育における音声の重要性も十分に踏まえつつ整理が必要である。

<方向性>

- 学習指導要領における教科の内容に「聞くこと」が含まれる国語及び外国語や、「鑑賞」が含まれる音楽などにおいて、教科書の内容として（映像を含まない）音声コンテンツを掲載することが想定される。音声についても、動画と同様に教科書として一定の正確性が求められるが、朗読やインタビュー記録、演奏等、多種にわたった内容が想定され、多様な背景をもつ表現に対し、発音、イントネーション等の厳密な正確さを要件とすることは、発行者がデジタルの良さの一つである音声コンテンツを取り入れること自体を控えることにつながる可能性がある。これを踏まえ、音声の正確性及び表現については、発達段階や教科の特性を踏まえ当該音声を活用した学習のねらいの達成に支障がなく、客観的に明白な誤りがないことを要件とすることが適当である。
- また現行制度上、外国語の音声については、視聴覚教材としての音声について、本文との相互の関連を確認しているが、今後は音声も教科書の一部となることを踏まえ、音声そのものについても一定の正確性を求めることが必要である。他方で、流暢さや一音一音の正確性をどの程度まで確認するかといった点については、児童生徒の発達段階や学習のねらいに応じて、また、実社会において多様な外国語話者による幅広い表現が用いられていることも踏まえる必要がある。
- こうしたことを踏まえ、外国語における音声の正確性及び表現については、申請時に、当該教科書の外国語音声に関する方針の提出を求めた上で、当該方針も踏まえ、外国語の音声に客観的に明白な誤りがなく、発達段階を踏まえ当該音声を活用した学習のねらいの達成に支障がないこと、また音声表現がその外国語として通用するものであること、を要件とすることが適当である。申請時に提出を求める外国語音声に関する方針においては、例えば、当該教科書で基本的に用いている英語の変種（イギリス英語であるのか、アメリカ英語であるのか等）、レッスンや登場人

物によって基本的に用いている変種とは異なる英語母語話者や、英語を母語としない話者が含まれる場合にはその情報、どのような目的をもった活動において当該音声コンテンツを活用することを想定しているのか、といった内容を記載することが考えられる。

（４）デジタル部分を含む教科書の構成について

＜現状と検討課題＞

- 教科書のデジタル部分については、動画、音声等のコンテンツを除く文字・図画による部分に関しても、紙に比して自由度が高く多様な構成が想定される。授業で使用する主たる教材である教科書の構成として、どのような要件が必要か整理する必要がある。
- また、紙とデジタルを組み合わせたハイブリッドな形態の教科書について、紙部分とデジタル部分の組み合わせの在り方について検討し、考え方を整理する必要がある。

＜方向性＞

- 教科書は授業で教師と児童生徒が使用することが前提であり、教師・児童生徒双方が互いに該当箇所を特定しやすい形式とすることが求められる。このため、デジタル部分の文字や図画等の記述についても、児童生徒がスクロールやクリック、拡大・縮小等することなく端末の画面内に一度に表示して判読できる分量ごとに、ページ番号等を振って区切ることを要件とすることが適当である。
- また、その時点で学んでいる内容の当該教科全体の中での位置付けや、他の内容との関係を児童生徒が把握しやすい形式とすることが必要であり、デジタル部分についても、系統的、発展的に構成され、網羅的、羅列的になっていないことを求め、紙とデジタルを含めた教科書全体の構成がわかるように教科書内に明示させることを要件とすることが適当である。
- その上で、紙とデジタルを組み合わせた形態の教科書の場合には、学習内容や場面に応じて児童生徒が紙部分とデジタル部分を円滑に行き来できることが重要であり、紙における文字や図画等とデジタルにおける掲載内容を適切に関連付け、どのページ・項目に関連する掲載内容であるのかを、相互に表示することを要件とすることが適当である。
- 紙とデジタルを組み合わせた形態の教科書は、教科書にデジタルの良さをスマートに取り入れ、紙とデジタルを組み合わせることで一つの教科書とするものであり、当該教科書内における一定の方針に基づいて紙とデジタルの役割分担がなされ、紙部分とデジタル部分を使い分ける構成となっていることが望ましい。このため、紙の部分とデジタル部分で同一の文字・静止図画を重複して掲載することに関しては、例えば動画や音声、シミュレーション等のデジタルコンテンツを活用するにあたって必ず表示する必要がある記述など、デジタル部分を使用するにあたって欠かせない内容に限って掲載を認めることが適当である。
- 「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議」においては、学校種

や学年段階、教科の特性などに照らし、デジタルを含む新たな教科書の形態のあり方を検討している。その方向性を踏まえて、紙とデジタルを組み合わせた形態の教科書の場合の、学年段階や教科の特性を踏まえた紙とデジタルのバランスについて何らかの基準を設ける必要があると考えられ、引き続き、検討会議の議論を注視し、検定における対応を整理する必要がある。

(5) 審査手続きについて

＜現状と検討課題＞

- 従来は教科書は図書に限られていたところ、今後はデジタル特有のコンテンツも教科書として取扱うことを踏まえ、検定申請、検定審査、修正表の提出、見本提出などの教科書検定における各種手続きに関して、提出媒体や提出期限等について整理が必要である。

＜方向性＞

検定申請における提出方法・提出媒体

- 教科書のデジタル部分について、実際に供給される際は、教科書発行者が用意するクラウドを含むサーバ等に必要なデータを保存し、教科書ビューアを通じて児童生徒がアクセスすることで供給が行われることが主に想定される。一方、検定申請においては、申請内容や審査状況に係る適切な情報管理が必要であり、また、申請内容は申請から検定が終了するまでの間、編修されることなく確実に維持する必要がある。このため、検定申請における教科書のデジタル部分の提出方法については、機密性及び完全性を担保する観点から、申請者が用意するサーバ等に必要なデータを保存し文部科学省及び委員がアクセスして内容を確認する方法ではなく、何らかの形式の電子ファイルを提出する方法とする必要がある。
- その際、円滑な審査のため、提出可能なファイル形式については、文書ファイル、画像ファイル、音声ファイル、動画ファイルなど、汎用性の高いファイル形式を予め指定し、提出を求めることが適当である。
- シミュレーションやプログラミング等について、指定の汎用性の高いファイル形式ではコンテンツ全体を提出することができない場合があると想定される。デジタルコンテンツについては、その内容の正確性等を確認する必要がある一方、「(2) デジタルの「機能」の審査方法」に記述したとおり、動作機能等に支障がないかといったことまでは検定においては確認しない方向であることを踏まえ、指定の汎用性の高いファイル形式ではコンテンツ全体を提出することができない場合には、当該コンテンツで学習することができる内容をできる限り詳細に説明する資料を、文字、画像、動画等によって作成し、提出することを求めることが適当である。
- 動画や音声については、目視や聞き取りのみでは正確性等の確認が困難な場合が考えられる。現行の外国語において、音声表現のスキプトの提出を求めていることと同様に、動画及び音声については、外国語に限らず全ての動画及び音声について、動画ファイル、音声ファイルとともにスキプトの提出を求める必要がある。

- また、前述のとおり、どのようなデジタルコンテンツや機能を教科書に搭載しようとしているか、それらのコンテンツや機能は、出力される結果の適切さ、正確さが担保されたものであるか、内容の審査を要しない機能に関しては、当該機能が記述内容それ自体の変更を伴わないものであり、かつ、搭載する目的と教科の学習のねらいに整合性があるか、といった確認を検定審査において行う必要がある。こうした確認を円滑に行っていくため、検定申請に際しては、図書やコンテンツのファイルと共に、搭載しようとするコンテンツや機能についての一覧の提出を求めることが適当である。

提出期限

- デジタルな形態を含む教科書についても、1年間の中で検定を行い、さらにその翌年度の1年間で採択・供給を行うことには変わらないため、検定申請、修正表の提出等の提出期限を現行に比較して大幅に延長した場合、審査に支障を生じると考えられる。一方で、動画ファイルや音声ファイルとそのスクリプト、シミュレーションやプログラミング等の内容を詳細に説明する資料等を用意する教科書発行者の負担も考慮する必要がある。こうしたことを踏まえ、デジタルコンテンツに関する資料の提出期限は、申請書の提出から5週間程度の猶予を設けることが適当である。

修正表の提出方法・提出期限

- 教科書発行者が検定意見に従って修正を行う際は、原文と修正文を記載した修正表を提出することとなっているが、動画や音声等を修正する場合には撮影・収録や編修にある程度の期間を要することが想定される。このため、動画や音声等の内容に検定意見が付された場合、修正表にはスクリプトの原文とスクリプトの変更文、あるいは静止画と説明文による原案と変更案を記入して提出することとし、変更後の動画ファイル、音声ファイルは、修正表の提出から6～7週間程度の猶予を設けて提出することとするのが適当である。

見本の提出方法

- 検定決定を受けた後の見本の提出については、教科書として完成した見本であることが重要であり、また検定審査を行っている間とは異なり教科書の内容を公表できる時期であることから、紙の部分を従来通りの形で提出するとともに、デジタルの部分の見本の提出については、実際の供給の際の児童生徒が使用する状態と同様の形態で、教科書発行者が用意するクラウドを含むサーバ等に必要なデータを保存し文部科学省からアクセスできる状態とする形で見本を提出することとするのが適当である。

(6) その他

① 訂正申請について

<現状と検討課題>

- 現行の教科書の訂正申請制度は、検定を経た図書について、児童生徒が最新の事実などに基づき充実した学習を進められるよう、検定済図書の記述をより適切に改善するため、誤記、誤植、

脱字や客観的事項の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載、学習を進める上で支障となる記載、更新を行うことが適切な統計資料の記載等について、教科書発行者が文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行うものである。

- デジタルな形態を含む新たな教科書においても、これまでの紙の教科書と同様に訂正申請により記述の更新を行うことが適切であるが、印刷・製本を要しないなど、紙媒体とは異なるデジタル部分についての訂正申請の在り方について整理することが必要である。

＜方向性＞

- 訂正申請については、デジタル部分についても現行制度と同様に教科書発行者が年間を通じて申請可能とすることが想定される。今後、デジタル部分に関しては、印刷・製本のプロセスを要しないため、技術的には、児童生徒に供給が完了している教科書を含めて、いつでも訂正を反映することが可能となる。
- 必要な訂正を児童生徒が使用する教科書に速やかに反映できることはデジタルの大きなメリットであり、誤記、誤植や、客観的事項の変更に伴う誤った事実の記載、学習する上で支障を生ずるおそれのある記載等（教科書検定規則第14条第1項）の訂正については、承認を得次第、児童生徒に供給しているデジタル部分に随時反映することを認めることが適当である。
- 一方、誤記、誤植等以外の、更新を行うことが適切な記載や統計資料の記載、変更を行うことが適切な体裁その他の記載等（教科書検定規則第14条第2項）の訂正は、単元の途中で頻繁に資料が変更される場合には、教師の指導においても、児童生徒の学習においても、支障が生じる可能性があることに鑑み、児童生徒に供給しているデジタル部分の訂正の反映は、夏休み、冬休み、春休みなどの学校の長期休暇中の時期に限り、かつ学習上の支障がないよう配慮の上で行うことが適当である。
- 供給が完了している教科書の訂正については、現行制度においても訂正内容を速やかに周知することとしているが、デジタル部分の訂正については、年度途中に使用中の教科書への直接的な修正の反映も可能となることから、インターネット等により速やかにかつ分かりやすく周知を行うこと、訂正内容だけではなくその反映時期も併せて周知すること、教科書を使用している児童生徒自身にも分かりやすく伝わるよう配慮することを、教科書発行者に対して求める必要がある。
- なお、訂正を行わなければならないのは、誤記、誤植、脱字や客観的事項の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載、学習を進める上で支障となる記載があるとき、訂正を行うことができるのは、更新を行うことが適切な統計資料の記載等があるときであり、現行制度の考え方は維持する必要がある。

② 検定審査料について

＜現状と検討課題＞

- 検定の申請に当たって教科書発行者が納付する検定審査料は、現状の検定審査料については、ページあたり、小学校用の図書は270円、中学校用の図書は440円、高等学校用の図書は540円を乗じた額としている。
- 今後は、動画、音声、シミュレーション等のデジタルコンテンツも審査対象となり、これまでとは異なる形態の教科書について検定審査を行うこととなることを踏まえ、検定審査料について整理が必要である。

＜方向性＞

- 今回の制度改正によって、発行者の負担が過大になることがないよう、教科書の紙部分、デジタル部分いずれについても、文字・図画等で構成しページ単価を適用する部分に関して、審査料のページ単価については、引き続き現在の額を維持することが適当である。
- 一方、動画、音声、シミュレーション等のデジタルコンテンツについては、ページ数にページ単価を乗ずることでは算定できない形態のものであり、別途審査料を算定する仕組みをつくる必要がある。作形成態、内容、分量等が多様なデジタルコンテンツが想定され、個々のコンテンツに対する単価を設定して審査料を算定することは困難であり、また算定の方式を固定化することによってコンテンツ作成の創意工夫の幅を狭めることにもつながりかねないことから、デジタルコンテンツを教科書に含める場合は、そのコンテンツ数に応じた一定のデジタルコンテンツに対する審査料を加算することが適当である。
- また、コンテンツの総数は、教科や発行者の創意工夫などにより大きく異なることも考えられるため、コンテンツの総数に応じて、審査料を段階的に設定することが考えられる。

③ 審査体制について

＜現状と検討課題＞

- デジタルな形態を含む教科書の検定審査に当たっては、動画、音声、シミュレーション等のデジタル特有のコンテンツも新たに審査対象となることから、これらの調査審議を担当することとなる審議会等の体制について、検討が必要である。

＜方向性＞

- 「（１）文字や図画以外のデジタルコンテンツの審査方法」に記載のとおり、学習指導要領に示す「内容」及び「内容の取扱い」に示す事項について、文字及び静止図画によって不足なく取り上げることが基本とし、その上で、デジタルコンテンツについては、文字及び静止図画による記述内容と密接な関連を有するものであることを要件とする方向であることから、デジタルコンテンツについては、文字及び静止図画に置き換わるものではなく、文字及び静止図画の内容に新

たに付加されることとなる。また、デジタル部分は紙部分に比較してより多様な内容や構成、表現方法が想定されることも踏まえて、デジタル部分の検定に対応できる体制を整える必要がある。

- このため、各部会において、デジタルコンテンツに特化して確認を行う専門委員を追加して委嘱するなど、審議会の体制の充実を図ることが必要である。

2. 誤記誤植など欠陥を減少させるための編修・校正体制の在り方

- 教科書を活用し児童生徒が充実した学びを進めるためには、その前提となる教科書記述の正確性の確保が重要であり、これまで著作、編修、検定の各過程を通じた取組について累次の提言がなされてきた。こうした取組によって、教科書記述における単純な誤記・誤植などの欠陥を減少させることに一定の効果は見られるものの、毎年度実施される検定において、欠陥として指摘される検定意見の多くは「正確性及び表記・表現」の観点によるものであり、その中には著作・編修の段階において十分な校正体制をとることにより対応できた単純な誤記・誤植等も散見される。
- また、検定済みの教科書の1年間の訂正申請は、箇所数でおよそ4万箇所（令和7年度）にも上り、本来的には発行者の責任において、十分な吟味の上で事前に訂正しておくべき誤記、誤植、脱字などの欠陥の修正も依然として多い。
- 教科書の検定において引き続き記述の正確性の確保に努めるとともに、教科書発行者には改めて初等中等教育における教科の主たる教材である教科書を発行する者としての自覚を促し、教科書の編修・校正について、検定を経た後についても十分な体制を維持することを求める。

① 検定済みの教科書の編修・校正体制の確保

<現状と検討課題>

- 検定審査に際して、著作編修関係者名簿の提出を求め、著作編修者の担当箇所や役割について記載することとしており、申請図書個々の記述について申請者における著作編修における体制が一定程度明確にされている。
- 他方、検定済みの教科書が採択を経て各学校で使用される期間の教科書発行者における体制については、現状では特段の定め等はなく、この点について検討が必要である。

<方向性>

- 検定済みの教科書が採択を経て各学校で使用される間は、新たに発見された誤記等の訂正だけでなく、各種統計資料の更新や、客観的事実の変更による記述の変更等、児童生徒が教科の主たる教材として継続して使用するために必要な編修・校正を行う必要がある。検定済みの教科書の記述の正確性を維持するためには、教科書発行者における編修・校正の体制の構築・維持が不可欠である。
- このことを踏まえ、検定後の見本の提出に合わせて、採択・供給の間の編修校正関係者名簿の提出を求め、発行者における検定済みの教科書の編修・校正体制を確認することが適当である。

② 教科書発行者における研修体制の充実

＜現状と検討課題＞

- 教科書の著作編修段階での単純な誤記・誤植等は、その後の検定審査、発行者における修正、採択、使用等の各段階の全てに影響を及ぼすものであり、極力減少させていくことが必要である。また昨今実用化が進むデジタルツールを活用した教科書の効果的な著作編修の方法等も、積極的に検討・活用することが期待される。

＜方向性＞

- 昨今の技術の著しい進展によって、例えばA Iによって文章に含まれる誤記、誤植、脱字等を瞬時に発見するといったことも可能となってきた。教科書発行者においては、教科書の著作編修の段階において、適切な情報管理を徹底しつつ、単純な誤記・誤植等を極力減少させるため、こうしたデジタルツールを活用する方法を検討し、取り入れていくこと等も期待される。
- 教科書の著作編修に当たってノウハウの蓄積は重要であり、各発行者における優良な事例の共有は教科書の質向上に大いに貢献することが期待でき、教科書発行者や教科書協会等に対して、各種の研修において、デジタルツールの活用を含む効果的な著作編修の方法を取り入れること等を促していくことが必要である。